

指定文化財管理費国庫補助要項

昭和 54 年 5 月 1 日
文化庁長官裁定
平成元年 5 月 29 日
平成 2 年 6 月 8 日
平成 3 年 5 月 9 日
平成 9 年 5 月 14 日
平成 17 年 4 月 1 日
平成 20 年 4 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日
改 正

1. 趣旨

この要項は、文化財保護法の規定に基づき指定された重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝及び天然記念物（以下「指定文化財」という。）の維持管理の万全を期するために、地方公共団体及び文化財保護法第 172 条第 1 項の規定により指定された地方公共団体その他の法人（以下「国有文化財の管理団体」という。）が行う事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体及び国有文化財の管理団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、所有者又は管理団体が行う次の（1）から（4）までの事業に対し、地方公共団体がその経費を補助する事業（ただし、地方公共団体所有の物件に係るものは除く。）、地方公共団体が自ら行う（5）の事業又は国有文化財の管理団体が行う（6）の事業とする。

（1）防災設備保守点検等

所有者又は管理団体が行う指定文化財である建物等に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等事業

（2）差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理

所有者又は管理団体が行う指定文化財である建物等の維持管理のための差し茅、防蟻防虫及び雪降し等小修理事業

（3）名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備

所有者又は管理団体が行う名勝等に指定された庭園で荒廃等の危険にさらされている庭園の適正な環境を維持するための除草、剪定及び整姿等事業、又は指定文化財である民家の屋敷構え等の適正な環境を維持するために行う除草、剪定等整備事業

（4）燻蒸・殺虫

所有者又は管理団体が行う指定文化財である美術工芸品の保全維持のために行う燻蒸・殺虫事業

（5）文化財保護管理指導

都道府県（指定都市を含む。）の教育委員会が管内の文化財の状況を常時把握し、必要な指導を行うための文化財管理指導事業

（6）国有文化財の見廻り看視及び清掃

国有文化財の管理団体が行う文部科学省所管文化庁所属の国有財産（土地の面積が原則として 300 平方メートル以上あるもの）の滅失、き損、不法占拠等を防止するための見廻り看視、及び荒廃を防ぎ、国民一般に親しまれるための清掃（除草を含む。以下同じ）。ただし、公園及び管理団体が有料公開している国有文化財並びに島、岩石地、池、沢、森林等で清掃の必要のない国有文化財を除く。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

主たる事業費

- ア 防災設備保守点検等に要する経費
- イ 差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理に要する経費
- ウ 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備に要する経費

- エ 燻蒸・殺虫に要する経費
 オ 文化財保護管理指導に要する経費
 カ 国有文化財の見廻り看視及び清掃に要する経費

5. 補助金の額

補助金の額は、(1)から(5)の事業については補助対象経費の2分の1、(6)の事業については補助対象経費の5分の4とする。ただし、当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項目	目	目的細分	説明	
指定文化財管理事業 主たる事業費	防災設備保守点検等 差し茅防蟻防虫等小修理 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備 燐蒸・殺虫	指定文化財管理 指定文化財管理指導	給与報酬	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当	直営で実施する場合 〃 〃	
			職員手当等	共済費		
				需用費	消耗品費 ○○費 ○○費	〃
				役務費	手数料 通信運搬費 借料及び損料	〃 (輸送費) 〃 〃
					使用料及び賃借料 原材料費 委託料 請負費 負担金・補助金及び交付金	○○委託費 ○○請負費 ○○管理費補助金 管理事業の一部又は全部を委託して実施する場合 管理事業の一部又は全部を請負で実施する場合 管理事業を補助事業として実施する場合
				給与		
				報酬	管理指導委員手当	
				職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当	
					報償費	管理指導委員謝金
					旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償
		需用費	消耗品費 印刷製本費 会議費 ○○費 ○○費	会計年度任用職員を含む 指導委員等に支給する文具、ノベルティ等 巡回カード、資料印刷等		
		役務費	通信運搬費			
				郵便、電信電話料等		

指定文化財管理事業	主たる事業費	国有文化財の見廻り看視及び清掃	看 視 費	給 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当	週2回、年104回以内とする
			清 掃 費	委 託 料 給 報 酬 職員手当等		@1,200円／回以内 年2回以上清掃を行うこと
				委 託 料 請 負 費	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当 ○○委託費	m ² 当たり30円の範囲内で積算のこと